

労働から生存へ（2・完）

——中国における社会権の構造転換——

馬 東 毓

一 はじめに

二 歴代憲法と社会権規範

（一）基盤形成：中国憲法の方向づけ

（二）「1975年憲法」・「1978年憲法」：社会権規範の変容

（三）「1982年憲法」：社会権規範の変化と定型

（四）小 括

三 労働ナラティブと労働権地位の動揺

（一）労働の機能変容：政治的動員から生存支持へ

（二）労働の中心地位とその動揺

（三）労働権を中心とした理解とその動揺

（四）小 括

（以上、147号）

四 生存権を通じた生存ナラティブの構築

（一）生存ナラティブの形成・確立

（二）対外戦略としての生存権の登場

（三）生存権の二側面

（四）生存権の対内的展開と接合

（五）小 括

五 生存ナラティブにおける社会権中核の転換

（一）社会権と中国憲法の接合

（二）物質的援助を受ける権利・社会保障を中核とする社会権

（三）小 括

六 むすびにかえて

（以上、本号）

四 生存権を通じた生存ナラティブの構築

もっとも、前述のとおり、労働ナラティブが動揺し始める一方で、生存ナラティブが徐々に注目を集めるようになったとはいえ、その構築は一挙に成し遂げられたものではない。中国政府が提起した「生存権」は、生存ナラティブの確立と持続を促進するうえで大きな役割を果たした。この生存権概念の提起は、中国が次第に国際人権を受容していくことを背景とし、国内社会の諸矛盾への対応であると同時に、1989年の政治的風波¹¹⁶⁾に伴って生じた国際的批判や制裁への応答でもあった。

国際人権法における「生存権」概念は、集団的権利としての側面と個人の権利としての側面を併せ持つため、中国において国際人権法から導入された生存権概念もまた、この二つの視座から理解する必要がある。このことは、一方では、中国の文脈における生存権と諸外国憲法に規定される生存権との相違を形成し、他方では、生存権により抽象的かつ根源的な地位を付与し、中国法体系を再解釈するための重要な基盤ともなった。すなわち、それは単に個人が享有する権利としてのみ捉えるべきものではなく、生存権を起点として中国の政策および法制度全体を再定位・再理解するための基軸とみなすべきである。したがって、「生存権」概念を通じて生存ナラティブの形成が遂げられたと評価し得る。

(一) 生存ナラティブの形成・確立

前述のとおり、1980年代以降、計画経済体制から市場経済体制への移行（すなわち「経済体制の二重軌道制」）が本格的に進展する中で、「労働」ナラティブは動揺し始め、「生存」ナラティブへの転換の兆しが表れた。二重軌道制の確立により、従来の都市と農村の二元的な「労働に基づく構

116) 「政治的風波」という表現は、一般的には中国で用いられる言い方であるが、日本の研究においても、一部の研究者によって使用されている。例えば、坂口一成『現代中国刑事裁判論——裁判めぐる政治と法』（北海道大学出版会、2009年9月）360頁を参照。

造」が次第に解体され、それまで「労働」の背後に覆い隠されていた「生存」の問題が浮上することとなった。1990年代に入り、社会主義市場経済体制を確立してから、改革は一層深化した。「単位制」の解体、国有企業の改革、「終身雇用制」の崩壊¹¹⁷⁾、さらには国家による労働力の統一的配分および統制機能の弱体化が進行し¹¹⁸⁾、失業の問題も顕在化した。これにより、労働を通じて生存を自動的に保障するという前提が揺らぎを見せ始め、「労働」を基軸として構築されてきた社会構造・制度論理・国家統治理念は、構造的な挑戦に晒されることとなった。すなわち、労働の政治的正当性の動揺を招くと同時に、生存保障の機能も十分に果たすことができないという現実が露呈したのである。これによって、それまで労働の背後に潜在していた「生存」の問題が、独立した課題として明確に浮かび上がった。そして、「労働」ナラティブは、「生存」ナラティブへの転換の方向性を見せるようになったのである。

確かに、国内における社会的矛盾の累積は、「生存」ナラティブの展開に現実的な基盤を提供していたが、このナラティブの転換を決定づけた契機となったのは、1989年の政治的風波後に生じた国際的な批判と圧力であった（本章二節を参照）。そのような状況の下で、中国は外交戦略を転換し、「人権」の概念を一定程度受け入れつつも、「生存権と発展権こそが最も基本的な人権である」という独自の立場を表明した（本章三節を参照）。これは、当初は「対外的な政治宣言」として意図されたものだが、その影響は国内にも波及し、国内の言説構造に深い影響を与え、国家統治の正当性ナラティブの再構築が進められることとなった（本章四節を参照）。

国際人権法における「生存権」概念の導入を媒介として、中国は対外的には外交戦略の転換を果たすと同時に、国内においても「生存」を核心とする制度的・言説的枠組みを形成していった。こうして、「生存」は、中国の政策的志向や法制度の構造を理解する上での基底的ロジックとして定

117) 胡学竜「走向終点的終身雇用制」『中外企業文化』2000年5号33頁。

118) 趙晔琴「從畢業分配到自主抉業：就業關係中的個人与国家——以1951～1999年『人民日報』對高校畢業分配的報道為例」『社会科学』2016年4号81頁。

着し、「生存権の保障」は現代法の核心¹¹⁹⁾として位置づけられることになり、「生存」ナラティブの構築は次第に確立を見たのである。

要するに、「生存」ナラティブの形成および確立は、従来の「労働」ナラティブの下都市と農村の二元的構造を乗り越え、**すべての人を対象とする普遍的な生存保障の枠組みを構築するもの**と言える。具体的には、第一に、生存可能な者に対しては、国家がその生存を妨げてはならない。第二に、生存が困難な者に対しては、国家が救済措置を講じ、生存を維持するための支援を提供すべきである。第三に、国家はすべての公民が生命の安全、健康の保障および良好な生活条件を享受できるよう、制度的・社会的条件を整備する義務を負う¹²⁰⁾。とりわけ、第二・第三の点は、物質的援助を受ける権利、労働権、休息権などとして制度的に表現され¹²¹⁾、さらにこれらの権利が憲法上の規定としてすでに確立されたのであった¹²²⁾。

(二) 対外戦略としての生存権の登場

1 生存権提起の契機

実際には、1980年代から、中国は徐々に国際人権活動に対する参画と適応を進めていた¹²³⁾。ただし、すでに述べたように、1980年代を通じて深刻化していった国内の社会的矛盾を背景にして、中国政府が「人権」を受容するという重大な外交戦略上の転換を自ら選択する契機となったのは、1989年の政治的風波を受けて加えられた国際的な制裁、および世論の圧力¹²⁴⁾であった。このような国内外の状況下で、中国は「人権」の受容を

119) 陳泉生「論現代法律重心的推移保障生存権」『雲南大学学报(法学版)』2001年2号24頁。

120) 韓德培＝李竜『人権の理論与实践』(武漢大学出版社、第1版、1995年12月)379頁。

121) 同上。

122) 韓德培＝李竜(1995年)・前掲注120)、380頁。

123) 羅艷華「中国外交戰略調整中的『人権問題』」『國際政治研究』2001年1号17頁。

124) 「国際的な制裁、および世論の圧力」は主に各国が糾弾・制裁という形を取ったことである。例えば、対中経済援助が一時停止したこと、先進7カ国首

出発点とし、積極的に国際人権分野への関与を進めるとともに、「人権」に対する自らの理解および立場を提示するようになった¹²⁵⁾。

とりわけ、1989年の政治的風波以降、執政党の中国共産党は、政治教育および対外宣伝の見地から、人権理論の構築が必要であるという自己認識を明確に示した¹²⁶⁾。このような言説構築の動きは、国際的イメージの再構築という対外的な配慮に基づくと同時に、政権が自らの政治的正当性を再構築するための戦略的な対応でもあった。

この対外的な言説の統一を目的として、1991年1月、中国政府は新たに「国務院新聞弁公室（The State Council Information Office）」を設置し、これを対外広報の統括機関とした。その主要な職能の一つは、中国政府白書の作成・発表を通じ、重大問題に関する中国政府の原則、立場および基本方針を明らかにすることであった¹²⁷⁾。こうして、中国政府の公式立場を表明する場としての白書を通じて、「人権」という言葉が国家の言説として取り込まれ、その過程で「生存権」も登場することとなった。

2 人権白書における生存権

「社会主義は人権を重視する体制であり、無産階級こそが最も人権を尊重するとの共通認識が形成される」¹²⁸⁾ 中で、1991年11月に国務院新聞弁公室により、『中国の人権状況』が初めて発表された。本文書は、中国が独自に構築した人権観とそれに基づく法制度および政策を国際社会に向け

脳会議で対中批判したこと、1989年8月の国連人権小委員会場で中国を糾弾する決議が採択されたことなど。（以下を参照。飯田敬輔「対中人権外交」『社会科学研究』2003年54巻2号155-156頁。）

125) 羅艶華「中国参与国際人権合作的歷程与展望」『思想理論教育導刊』2005年1号16頁。

126) 陳拯「内発的変革：中国与国际人権規範互動的自主性問題」『外交評論（外交学院学報）』2012年29巻2号23頁。

127) 国務院新聞弁公室の職責について、以下を参照。（<http://www.scio.gov.cn/bbjs/>）

128) 浦増元「中華人民共和国憲法与人権保障」『政治与法律』1993年4号18頁。

て表明し¹²⁹⁾、その上で、国内外の人々に対し、中国公民が享受する人権の実態を理解させることを目的とする。また、本文書も中国における人権理論研究の進展にも寄与した¹³⁰⁾。

本文書の中で、「生存権は中国人民が長年にわたり獲得を求めてきた最も基本的な人権である」¹³¹⁾との記述がなされており、ここで中国の公式文書において「生存権」という概念が初めて提起されるとともに、「生存権」が国際人権法における「基本的人権」の一種という文脈の中に位置づけられた。中国政府が主張する「生存権および発展権は最も基本的な人権である」との立場は、中国の歴史的背景および国情を踏まえたうえで、人権問題に対する独自の基本的認識として導き出されたものである¹³²⁾。なお、中国における「基本的人権」の認識は、西洋的な自由権を中心とする人権とは異なり、「生存権」+「発展権」+「自由」および「平等」という人権概念の三つの側面を包括的にとらえ、強調するものであった¹³³⁾。このような構造は、一方では自由権を中心とする西洋諸国からの批判に対する応答であり、他方では国際人権概念を念頭に、中国独自の理論的枠組みを構築しようとする試みでもある。もし「アメリカでは言論の自由が最も重視され、ドイツでは人間の尊厳が最上位の権利とされるのであれば、中国において生存権と発展権が重視されるのも一つのあり方である」¹³⁴⁾。

その後、歴年の人権白書¹³⁵⁾においては、第一章のタイトルが一貫して「人民の生存権と発展権」とされており、「生存権」は中国の人権体系にお

129) 『中国的人権状況 (1991年)』 (https://www.gov.cn/zhengce/2005-05/24/content_2615732.htm)

130) 浦増元「中華人民共和国憲法与人権保障」『法学家』1993年1号42頁。

131) 『中国的人権状況 (1991年)・前掲注129)。

132) 羅艶華 (2005年)・前掲注125)、17-18頁。

133) 「理論界近期关于人權問題的研究」『湖北社会科学』1991年9号25頁。

134) 湯姆・茨瓦特 (Tom Zwart) 「過去七十年中国对國際人權体系的貢獻」『人權』2020年1号159頁。

135) 例えば、以下の人権白書が挙げられる。1991年『中国的人権状況』、1995年『中国人権事業的進展』、1996年『中国人権事業的進展』、1998年『中国人権事業的進展』、2000年『中国人権発展50年』、2003年『中国人権事業的進展』、2004年『中国人権事業的進展』、2009年『中国人権事業的進展』など。

ける出発点として位置づけられている。そして、生存権が先頭にあって、後続には「公民権と政治的権利」、「労働および教育の権利」、「少数者の権利」などが続く構成となっている。このような内容構造は、単なる政策的な表現を超えて、ナラティブの構築としての一貫性を備えるに至り、「生存権」を通じて、「生存」ナラティブの地位が強化されていることを示している。

このような背景の下、「生存権」の提起は、確かに国際社会からの批判に応答するという対外的目的を含んでいるが、より重要なのは、それが次第に中国におけるナラティブの転換を推進していった点である。すなわち、批判への単なる反駁にとどまらず、国際社会にとって受容可能であると同時に、中国自身の政治的ロジックを体現した権利体系を再構築するという機能を果たしたのである。この点については、鄭賢君教授が「中国において、生存権は一種の流行的な政治的言説である」¹³⁶⁾と述べるように、生存権という概念が政治的スローガンとしての性格を有していることを明確に示していると言えよう。要するに、「生存権」の登場は、国外の批判や国内の矛盾に対する応答であると同時に、「生存」という新たなナラティブの開始を告げる重要な端緒となったのである。

（三）生存権の二側面

国際人権の受容という背景のもとで、導入された「生存権」概念は、中国におけるナラティブが「労働」から「生存」へと転換していく過程において、制度的・語義的な資源を提供することとなった。ただし、この概念は中国において単に模倣的に受け入れられたわけではなく、むしろ国際人権法の枠組みにおいて形成された内実が、その理解、受容、そして発展に深く影響を及ぼしている。

実際に、「生存権」は国際人権法上、複数の基本文書にまたがって分散的に規定されている。例えば、1966年に採択された『経済的、社会的お

136) 鄭賢君＝李様学「作為憲法権利の物質的援助権辨析」『長白学刊』2009年3号78頁。

よび文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)』(以下「社会権規約」という) 第 1 条第 2 項は「……人民 (a people) は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。」¹³⁷⁾ と定めている。また 1982 年に採択された『人および人民の権利に関するアフリカ憲章 (African Charter on Human and Peoples' Rights)』第 20 条第 1 項も「すべての民族 (all peoples) は生存の権利を有し、否定し得ず剥奪し得ない自決権を有する。彼らは、疑問の余地のない、かつ奪うことのできない自決の権利を有する。彼らは、自らが自由に選択した政策に基づき、政治的地位を自由に決定し、経済的および社会的発展を追求することができる。」¹³⁸⁾ と規定している。これらの規定は、生存権の「集団的人権」としての側面、すなわち「人民の生存権」を明示しており、その内容には、一般的に民族自決、国家の独立、人民の生存などが含まれる。

他方で、「社会権規約」第 11 条第 1 項は、「この規約の締約国は、自己およびその家族のための相当な食糧、衣類および住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める」¹³⁹⁾ と規定している。また、1948 年に採択された『世界人

137) 『International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights』 Article 1 (2) は「……In no case may a people be deprived of its own means of subsistence.」と規定している。

(以下を参照。 <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/international-covenant-economic-social-and-cultural-rights>)

(日本語の翻訳について、以下を参照。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html)

138) 『African Charter on Human and Peoples' Rights』 Article 20 (1) は「All peoples shall have right to existence. They shall have the unquestionable and inalienable right to self-determination. They shall freely determine their political status and shall pursue their economic and social development according to the policy they have freely chosen.」と規定している。

(以下を参照。 <https://www.african-court.org/wpafc/wp-content/uploads/2020/04/AFRICAN-BANJUL-CHARTER-ON-HUMAN-AND-PEOPLES-RIGHTS.pdf>)

139) 『International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights』 Article 11 (1) は、「The States Parties to the present Covenant recognize the right of everyone to an adequate standard of living for himself and his family, including

権宣言』第25条第1項も「すべて人（everyone）は、衣食住、医療および必要な社会的施設等により、自己および家族の健康および福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する」¹⁴⁰⁾と定めている。これらの条文は、生存権の「個人的人権」としての側面を明らかにしており、その最も基本的な内容は、「生命」の保障¹⁴¹⁾と、それを前提とする「生存条件」の支援にあると理解される。

要するに、国際人権法における生存権は、「集団的権利」と「個人的権利」という二つの側面を有している¹⁴²⁾。この二つの側面は、中国の対外的

adequate food, clothing and housing, and to the continuous improvement of living conditions. The States Parties will take appropriate steps to ensure the realization of this right, recognizing to this effect the essential importance of international co-operation based on free consent.」と規定している。

（以下を参照。<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/international-covenant-economic-social-and-cultural-rights>）

（日本語の翻訳について、以下を参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_004.html）

140) 『Universal Declaration of Human Rights』Article 25 (1) は「Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control.」と規定している。

（以下を参照。<https://www.un.org/en/about-us/universal-declaration-of-human-rights>）

（日本語の翻訳について、以下を参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_002.html）

141) 生命（生命権）の保障は、一般的には確かに自由権の特徴を有している。しかし、本稿における生命を生存権の内容に含めて論じるのは、自由権と社会権という二元的分類に基づくのではなく、「生存」を成り立たせる根本的な前提として生命の存在が不可欠であるという理解に基づくものである。言い換えれば、生存権において保障されるべき「生存」は、物質的生活条件のみならず、そもそもその維持を可能にする「生命の存続」をも含意している。

142) 肖蔚雲＝姜明安 編『北京大学大学百科全书（憲法学・行政法）』（北京大学出版社、第1版、1999年12月）413頁。

および対内的な要請と非常に整合的であった。すなわち、対外的には「中華民族の全体の生存」を強調することで国際的批判への応答として機能し、対内的には改革過程において顕在化した生存保障の欠落という問題に対する応答として活用されたのである。このようにして、生存権概念は中国において対外的・対内的な文脈において展開され、特に国内においては、その内容の充実化を通じて、国内の法政策および法制度との接合可能性を獲得しながら、独自の発展を遂げていった。

さらに、生存権が国際人権法上の概念として有している特質、そして、それに基づいて中国において独自の展開を遂げたという事実こそが、中国における「生存権」概念を、他国、特に日本における（社会権としての）「生存権」概念と顕著に差別化する要因となったといえよう。

1 生存権の集団的人権側面

前述のとおり、国際人権法の枠組みにおいて、生存権は「集団的人権」と「個人的人権」の二つの側面を有している。これは、人権をその帰属主体に応じて「個人の人権」と「集団の人権」とに分類しうる¹⁴³⁾という国際人権法の基本構造に由来する。個人的人権が最も早期に確立された権利であることに異論はないが、これに対して、集団的人権の形成と発展は主に発展途上国の主張と努力によって推進されてきた。

(1) 発展途上国の一貫した立場は、まず民族の自決を実現し、国家の政治的な独立、主権および領土の一体性を尊重させることにある¹⁴⁴⁾。こうした「外部的自決」が確保されてはじめて、「内部的自決」が可能となる¹⁴⁵⁾。「内部的自決」は国内における政治・経済・文化・社会の発展および国民の生活条件の改善にもつながるとされている¹⁴⁶⁾。1950年、国際連合総会は、民族自決権を「基本的人権」の一つとして確認し、それを国際

143) 王晨光「人権内容的劃分及其作用」『北京大学学報（哲学社会科学版）』1992年3号44頁。

144) 韓徳培＝李竜（1995年）・前掲注120）、70頁。

145) 韓徳培＝李竜（1995年）・前掲注120）、69頁。

146) 韓徳培＝李竜（1995年）・前掲注120）、70頁。

人権条約に明記すべきであるとの決議を初めて採択した¹⁴⁷⁾。1952年、国連総会第7会期では、『人民と民族の自決権（The right of peoples and nations to self-determination）』が採択され、「人民（peoples）と民族（nations）の自決権は基本的人権を享受するための前提である」¹⁴⁸⁾と明示された。1960年に採択された『植民地独立付与宣言（Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples）』は、すべての人民（peoples）が自決権を有し、自らの政治的地位を自由に決定するとともに、経済的・社会的・文化的発展を自由に追求する権利を有することを明確にした¹⁴⁹⁾。その後、民族自決権は1966年に採択された『市民のおよび政治的権利に関する国際規約（略称「自由権規約」）』および「社会権規約」において明文化され、これらの規定は1960年宣言の射程および内容をさらに拡張するものであった¹⁵⁰⁾。

こうした民族自決権を優先的に重視する構造は、生存権においても同様に適用される。すなわち、生存権の集団的人権としての側面とは、特定の民族・国家・人種の生存を保障するための自決権、独立権、平和権および発展権を意味しており¹⁵¹⁾、その前提の上に初めて個人の生存権の実現が

147) Jayawickrama, Nihal, *The Judicial Application of Human Rights Law: National, Regional and International Jurisprudence*, Cambridge University Press, 2022, p. 221.

148) 「637 (VII). The right of peoples and nations to self-determination」A は、「whereas the rights of peoples and nations to self-determination is a prerequisite to the full enjoyment of all fundamental human rights.」と規定している。（以下を参照。https://docs.un.org/en/A/RES/637 (VII)）

149) 『Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples』Article 2は「All peoples have the right to self-determination; by virtue of that right they freely determine their political status and freely pursue their economic, social and cultural development.」と規定している。

（以下を参照。https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/declaration-granting-independence-colonial-countries-and-peoples）

150) Jayawickrama, Nihal (2002)・前掲注147)、pp. 222-223.

151) 郭道暉「人権理論の困惑と質疑——關於人権・主権・生存権諸問題的探討」『嶽麓法学評論』2001年2巻0号128頁。

位置づけられる。

(2) これらの内容は、「民族自決は他のすべての人権と基本的自由を享受するための前提である。民族が独立せず、国家が解放されなければ、個人の権利は語ることができない」¹⁵²⁾とする中国の対外的な主張と親和的であった。また、中国も発展途上国であるため、前述の発展途上国の立場をも採っている。つまり、まず国家の独立と民族の自決・「民族の生存権」を確保することを優先し、その上で個人の人権の実現を図るべきであるという立場である。さらに、近代以降における中国の歴史——外国からの侵略を受けた経験および国家・民族の独立を求める闘争の歴史——も、生存権における集団的側面への強い関心を方向づける要因となっている。

したがって、生存権が提起されたあと、その集団的人権としての側面がまず注目され、強調されることとなった。すなわち、「生存権は単に個人の人権にとどまらず、特定の状況においては集団的人権、すなわち民族の自決権の一環としても位置づけられる」¹⁵³⁾とされていた。国家にとって、人権は何よりもまず「人民の生存権」を意味し、国家の独立こそがその根本的条件である¹⁵⁴⁾。さらに、生存権の実現のためには、まず国家の独立権を確保・維持することが前提となり、その上で経済発展を通じて国民の生活を基本的に保障することが必要になると考えられている¹⁵⁵⁾。

2 生存権の個人的人権側面

(1) 生存権の提起およびその集団的人権としての側面が強調されるなかで、中国においては、生存権の展開が一層進められるようになった。その過程において、生存権の個人的側面にも次第に注目が集まるようになった。

152) 韓徳培＝李竜 (1995年)・前掲注120)、70頁。

153) 嵇立群「試論与生存権相關的諸因素」『首都師範大学学報 (社会科学版)』1993年5号15頁。

154) 馮卓然＝王幼樵＝李瑰＝王銳生＝盧恒顯＝李燕傑＝趙会民＝孫長毅＝郭平仲＝邱遠猷＝趙俊玲＝尹光＝王德謀＝周堯增「『中国の人権状況』白書発表座談会発言摘要」『北京師範学院学報 (社会科学版)』1991年6号66頁。

155) 徐至善「我国憲法保障人権的特點」『思想戦線』1995年1号2頁。董雲虎「生存権は中国人民的首要人権」『科学社会主義』1991年5号68頁。

個人的人権としての生存権は、最も基礎的なレベルでは、個人の「生命の安全が保障されること」と「基本的な生活需要が満たされる権利」を意味している¹⁵⁶⁾。このうち前者の生命権は、人間の生命が法的手続によらずして侵害・剥奪されることのないという意味で、その不可侵性を強調するものである。後者のような「生活権」は人間が「人」として生きるために必要不可欠な基本的生活条件に着目した権利である¹⁵⁷⁾。

(2) すなわち、個人的人権としての生存権は、生命権や衣食住の権利（いわゆる「温飽権」）を含むと理解されている。ただし、それにとどまらず、中国においては、異なる生存状態に応じた生活の質の向上も、生存権の保障対象に含まれるべきだとする見解も存在する¹⁵⁸⁾。生命の安全は、国家の独立と民主によって政治的に保障されるものである。その前提の下では、生存権の課題を真に解決するためには、国民が基本的生活保障を享受できることが必要であり、このような保障の実現には、社会経済の発展が不可欠であると考えられる¹⁵⁹⁾。生存権には、国民の政治生活・経済生活・社会生活・文化生活の諸条件およびその水準を向上させ、人間の尊厳にふさわしい生活を享受する権利を含まなければならないという主張が、この見解が意図するところなのである¹⁶⁰⁾。

このような理解は、生存権を単に「生存の権利」として捉えるのではなく、国家が果たすべき役割としての側面も強調することにつながった。言い換えれば、「国家が主導して経済発展を推進し、それを補完する形で社会保障制度を整備することが、中国における生存権の尊重と保障の基本的枠組みである」¹⁶¹⁾ という立場が形成された。つまり、生存権は社会保障

156) 王家福＝劉海年『中国人権百科全書』（中国大百科全書出版社、第1版、1998年5月）531頁。

157) 楊成銘『人権法学』（中国方正出版社、第1版、2004年1月）114頁。

158) 嵯立群（1993年）・前掲注153）、13頁。

159) 董雲虎（1991年）・前掲注155）、68頁。

160) 杜鋼建「析生活権与生存権」『法学探索・貴州省政法管理幹部学院学報』1996年2号4頁。

161) 唐忠民「生存能力、生存権利与生存權利的保護方式」『河北法学』2005年1号64頁。

(制度) も包含するものとして捉えられる。

(3) さらに、中国で初めて生存権を主題として扱った研究論文では、生存権は単なる個別的な意識や概念としてではなく、より多面的な内容を包含するものとして捉えられていた。具体的には、生命・財産・労働・社会保障・発展・環境・健康・平和といった要素を含むとされ、さらには「国家機能の変容」までもが生存権の「現代的な内容」と見なされるようになった¹⁶²⁾。また、生存権の主要な内容は、その他の基本的権利を包括する概念として理解されるようになった。例えば、労働権・教育を受ける権利・働く権利・休息権・健康権などの個人の生存と不可分に結びついた権利がその範囲に含まれると考えられる¹⁶³⁾。

(4) 以上のように、まず、生存権の基本的含意が明確化されるにつれ、その含意の強調は他の権利にも影響を及ぼすようになった。とりわけ、従来の労働ナラティブの下ですでに揺らぎを見せていた労働権は、生存権の基本的含意の影響を受けて再構成された。労働権は、その政治的機能が相対的に後退し、生存機能が強調されることで、その中核的地位を徐々に失っていった (本章四節 1 項を参照)。一方で、生存権の内実の拡張とそのさらなる内実の多元化に伴い、生存権から派生した諸要素は中国における政策および法制度と多くの接点を持つに至った。それによって、人々の諸制度および諸権利に対する理解や認識にも変容をもたらし、生存ナラティブの国内的な構築を一層加速させることとなった (本章四節 2 項を参照)。

(四) 生存権の対内的展開と接合

1 個人的人権としての生存権による労働権の再構築

前章三節 2 項で述べたように、「労働ナラティブ」の下における労働権の中核的地位はすでに揺らぎ始めていた。生存権が個人的人権としての基本的内実を明確にしていく中で、労働権に対する新たな理解と再構成は不可避の課題となった。加えて、社会主義市場経済体制の確立により、制度

162) 徐顕明「生存権論」『中国社会科学』1992年 5 号46-48頁。

163) 曹艶春「労働権与生存権問題探析」『労働世界』2002年 1 号12-15頁。

環境の変化に対応すべく、労働権に対しても新たな解釈が求められるようになった。

（1）当初、一部の学者はソ連における伝統的な労働権解釈の影響を受け、労働権は本質的に「就職の権利」とであると理解していた。すなわち、公民は国家に対して就職の機会を提供するよう要求する権利を有する¹⁶⁴⁾と同時に、労働に従事する義務も負っているとされていた¹⁶⁵⁾。この見解は、従来の理解を維持するものであった。すなわち、労働権は憲法上の公民の基本権として、労働者の生存権および発展権を決定し、その他の権利を享受するための前提となり¹⁶⁶⁾、無産階級は労働権を享有して初めて、生存権を完全に実現することができるとされる¹⁶⁷⁾。換言すれば、労働は生存のための最も根本的な条件である¹⁶⁸⁾と理解されるのである。

しかしこれらの見解は、計画経済体制の下での国家による雇用の統制という前提に立脚しており、市場経済体制への移行によってその前提自体が崩れつつあった。また、労働能力がない者に対する配慮を欠いているという点でも限界があり、より普遍的な生存の問題に十分に応えることはできないという欠陥があった。

（2）労働の背後に潜在していた生存の問題が次第に浮上し（前章二節 3 項を参照）、さらに生存権の基本的含意である「生命の安全」および「生活条件」の影響を受けて、「生存権は最も基本的な人権であり、他の権利を享受するための第一条件である」とする見解¹⁶⁹⁾が次第に重視されるよ

164) この「公民は国家に対して就職の機会を提供するよう要求する権利を有する」の意味は、直ちに司法上の請求権を意味するものではない。むしろ、労働権に対する理解においては、国家が計画的な労働配分体制を整備することで、労働者に労働の機会や雇用のポストを保障するとされている。

165) 金福海＝楊飛「憲法労働権之再解釈」『山西大学学报（哲学社会科学版）』2002年 3 号 94-95 頁。

166) 孫千億「社会主義市場経済中公民労働権的思考」『河南大学学报（社会科学版）』1994年 5 号 55 頁。嵇立群（1993年）・前掲注 153）、12 頁。

167) 嵇立群（1993年）・前掲注 153）、13 頁。

168) 凌相権＝李群星「論我国労働法対人権の保護」『法学評論』1992年 2 号 7 頁。

169) 董雲虎（1991年）・前掲注 155）、66 頁。

うになった。すなわち、労働者のみならず、より脆弱な立場にある人々の生存の保障も強く意識されるようになったのである。また、労働権の本質的属性は生存権にある¹⁷⁰⁾と捉えられ、労働権は労働主体に対し意思の自主性と選択可能性を付与する権利として機能すべきである¹⁷¹⁾という理解が広がった。これにより、公民の労働権の実現とは、もはや国家からの一方的な就業配置を待つことを意味するのではなく、国家が労働の自由な選択を支えるための条件を整備することが求められることとなった。さらに、国家は単に雇用機会を創出するだけでなく、失業時における最低限の生存を支えるための社会保障制度を構築し、人々の生存の権利を保障する義務を負うべきだとされる¹⁷²⁾。このようにして、社会主義市場経済体制という新たな制度環境の下、労働権は新たな解釈を獲得した。それはすなわち、労働権が、国民の生存利益の保護という目的の下で、国民が国家に対して就業機会または生活保障¹⁷³⁾を求める権利であるという解釈だと考えられる¹⁷⁴⁾。

ここまで、労働権は「労働ナラティブ」における政治的機能を著しく弱め、その一方で、生存手段の保障機能が顕著に高まることとなった。換言すれば、労働は生存権の一部として再定位され、個人の生存を維持するための基本的手段¹⁷⁵⁾として承認されるに至ったのである。この論理においては、公民は労働および就業に関する自由と選択権を享受することが可能となった。国家はもはや国民に対して一律的な就業を割り当てる義務を負うのではなく、むしろ自由な職業選択を可能にするための環境を整備・支

170) 沈同仙 (1997年)・前掲注109)、32頁。

171) 孫千億 (1994年)・前掲注166)、56頁。

172) 沈同仙 (1997年)・前掲注109)、32-33頁。

173) 「公民が自ら職業を求めても就業に至らない場合には、国家に対して雇用の機会を提供するよう求めることができ、さらに、それでも就業が実現しない場合には、国家は社会保障制度を整備することにより、公民の基本的な生活需要を保障すべきである。」つまり、社会保障との関連性も見られる (以下を参照。金福海=楊飛 (2002年)・前掲注165)、9頁)。

174) 金福海=楊飛 (2002年)・前掲注165)、96頁。

175) 林嘉「労働法与現代人権觀念」『法学家』1999年6号30頁。

援する責任を担うこととなったのである。加えて、労働に従事することが困難な者に対しては、国家が最低限の生存保障を提供することが求められるようになった。こうして、労働権はその中核的地位を徐々に後退させ、新たな「生存ナラティブ」のもとでは、生存の保障をより包括的かつ実質的に実現しうる権利、すなわち「物質的援助を受ける権利」や「社会保障」が、中心的な位置を占めるようになっていった（詳細は後述する）。

2 中国における政策・法律上の「生存権」

生存権概念の内実が拡張されるにつれ、その構成要素の多くが中国の政策や法律と接点を持つようになり、それによって、生存ナラティブのもとでの生存権は、中国国内においてより深く根づき、制度的・言説的な接合・定着を遂げていった。

政策面では、2000年代以降、中国の政治的言説において「民生」という概念の興隆が見られた。これは「生存」・「生存権」が国内政治の文脈において内在化されたことの表れである。「国民の生計」・「人間本位（以人為本）」・「民生の保障と改善」などが出現するなかで、民生または生存の問題は次第に政治の核心的で注目に値する事項となっていった。たとえば、2002年の中国共産党第16回全国代表大会においては、「人民のための統治（執政為民）」という理念が正式に提起され¹⁷⁶⁾、さらに2007年の中国共産党第17回全国代表大会では、「民生の改善を重点とする社会建設の推進を加速する」という方向性が明確に打ち出された¹⁷⁷⁾。これらの政治的な表現から、「民生（人民の生活・生計）」は中国共産党によって特に重視され¹⁷⁸⁾、より包括的・具体的かつ画期的な解釈が与えられている¹⁷⁹⁾。その

176) 『江沢民在中国共産党第十六次全国代表大会上の報告（2002年）』（https://www.gov.cn/test/2008-08/01/content_1061490.htm）

177) 『胡錦濤在中国共産党第十七次全国代表大会上の報告（2007年）』（https://www.gov.cn/ldhd/2007-10/24/content_785431.htm）

178) 孫來斌＝劉近「中国民生概念發展史論要」『湖北社会科学』2014年6月号33頁。

179) 林祖華「民生概念弁析」『經濟研究導刊』2009年22号162頁。

上で、「生存」の問題は国家の政策的ロジックにおいてますます根本的な地位を占めるようになった。すなわち、生存はもはや単なる対外的な宣言的価値ではなく、国内の政策制度の設計における前提的基礎となったのである。このようにして、生存権は政策レベルにおいてすでに「内在化」を果たしたといえる。

同時に、法的次元においても、生存権は中国における権利体系を理解し、さらには再構築するうえでの重要な視座へと変容していった。とりわけ、生存というナラティブが政治的統治の基盤として浮上したことによって、生存・生存権は法的意味を獲得し、社会権の構造の変容に対して深い影響を及ぼすこととなった（次章を参照）。

以上の内容を踏まえ、最後に、中国における「生存権」は他の国で用いられる「生存権」とは語法が異なるという点を指摘したい。とりわけ、日本においては「生存権」という語が自然に日本国憲法第25条の内容と結びつくのに対し、中国の文脈における「生存権」を同条に規定されたような憲法上の権利概念と同等に理解するためには、慎重な限定づけと複数の条件付けが不可欠とされる。具体的には、「対内的な」「憲法上の」「個人の権利としての」「生存条件に関わる」「政治的ではなく法的な」などの限定語を付すことによってはじめ、日本での意味合いに近づけることが可能となる。

(五) 小 括

以上のように、1970年代末に改革開放が始動して以降、国家の正当性の基盤として長らく機能してきた「労働」ナラティブは次第に動揺し始め、「生存」という問題への関心が顕在化するに至った。「生存」ナラティブの浮上は、もはや必然的な傾向であったと言える。こうした国内における社会矛盾の深刻化を背景に、1989年の政治的風波およびそれに伴う国際的な批判と制裁を契機として、国際人権における「生存権」概念が中国に導入された。

国際人権における「生存権」は複数の基本文書にまたがって分散的に規定されている。それらの条文をまとめると、「生存権」は二つの側面から

把握することができる。一方で、集団的人権としての生存権は、民族自決、国家の独立、人民の生存などをその内実として含む。他方で、個人的人権としての生存権は、生命の保障とそれを前提とする生存条件の確保をもっとも基本的な内容とするが、中国の文脈においては、その内実が一層拡張されることとなった。この二つの側面は、中国の対外的及び対内的な要請と高い整合性を有していた。

こうした背景の下で、中国政府によって初めて人権白書（『中国の人権状況（1991年）』）の中で、「生存権」が提起され、中国が独自の人権理論を構築するうえでの重要な構成要素として位置づけられた。それと同時に、対外戦略の調整においても一定の役割を果たした。とりわけ、「生存権」の集団的人権としての側面が中国の外交戦略目標と一致していたことから、この側面が優先的に強調された。

その後、生存権に関する研究が進展するにつれ、その個人的権利としての側面も次第に顕在化していく。生存権の基本的な内容として、生命の安全と生活条件の確保が明確化され、それに伴い労働権の再解釈・再構成が促された。この過程において、労働権は従来の政治的手段としての機能を失い、生存手段としての性格のみを保持するようになり、次第に権利構造の中心的な位置から後退していった。これにより、「生存」ナラティブの形成と確立が推進されたのである。

さらに、個人的権利としての生存権の内実が一層豊かになる中で、生存権は中国の政策や法制度に徐々に内在化されていった。このような政策的・法的内在化の過程は、生存ナラティブの定着を一層強固なものとすると同時に、そのナラティブのもとで社会権の中核が再編されていくための基盤を提供することとなった。

本稿では、以上の過程を表2に整理する。

表 2

	側面	内容・展開			
生存権の提起	集団的人権	民族自決・国家独立・人民の生存	↔	対外戦略	強調される
	個人的人権	基礎的な含意 (生命・生活)	←	→	労働権を再解釈・再構築
		内包の拡張	↔	対内展開	中国政策・法律との接合
				←	→
生存ナラティブの形成・確立					

出所：筆者作成。

五 生存ナラティブにおける社会権中核の転換

生存ナラティブの下における社会権中核の構造転換をより明確に説明するためには、まず、中国における社会権枠組みの形成過程を明らかにする必要がある。これも、社会権の構造転換をさらに検討するうえでの前提となるものである。中国の文脈における「社会権」の枠組みは、中国が「社会権規約」に署名・批准し、その履行過程において、中国憲法に定められた社会権に関する各条文との接合を通じて確立されてきたものである。このようにして、中国憲法上の社会権の枠組みが明確になってはじめて、社会権の構造転換の過程を把握することが可能となる。

労働ナラティブから生存ナラティブへの移行に際しては、生存権、物質的援助を受ける権利及び社会保障はいずれも生存の保障に密接に関連する要素である。したがって、生存ナラティブの下で、社会権の構造転換を検討するためには、まずこれら三者の相互関係を明確化することが不可欠である。この関係を踏まえることで、社会権の中核が従来の「労働権」から「物質的援助を受ける権利及び社会保障」へといかに移行したのかを明らかにし、さらにその過程において生存権が果たした役割を位置づけることができる。本章は、このような視座に基づき分析と論証を展開するものである。

（一）社会権と中国憲法の接合

前述のとおり、「生存権」概念の導入と展開を通じて、「生存」というナラティブが中国において徐々に確立されていった。このナラティブの下で、生存の保障が基礎的かつ中核的な位置を占めるようになる。この点を出発点とし、前述の生存権の展開を踏まえるならば、以下のような論理が導き出される。すなわち、生存の保障は人権体系において最も根源的かつ不可欠な要素を構成し、「生存権は最も基本的な人権である」と位置づけられる。そして、人民・民族といった集団の生存が保障されてはじめて、国家は社会経済の発展を推進し、個人の生存権を保護し、さらに個人のその他の権利の実現へとつなげることが可能となると考えられる。ここでは、社会経済的権利は、優先的かつ重要な権利として位置づけられる。換言すれば、人々が「衣食住」など基本的な生活条件を充足してはじめて、他の諸権利が実質的に実現・保障されうるとの理解が成立する。このような論理構造において、社会経済的権利の意義と重要性は一層強調され、明確化されていくこととなる。

他方では、中国は国際社会における人権概念を徐々に受容し、「生存権が最も基本的な人権である」との立場を打ち出すとともに、従来に比べて一層積極的かつ能動的な姿勢で国際社会への参加を進め、国際的な諸活動への関与や条約への加入をも積極的に展開するようになった。この過程において、経済的、社会的および文化的権利を広範に規定している「社会権規約」は、中国が抱く期待や目標と整合性を有する国際人権文書として注目を集め、国内においても「社会権」に関する学習と学術的な議論の高まりを引き起こすこととなった。

経済的、社会的および文化的権利は、中国の政策や法律およびその実践と一致しており、改革開放および特色ある社会主義建設の基本目標とも一致し¹⁸⁰⁾、さらにマルクス主義理論において強調される社会正義および公

180) 沈路涛「建議尽早批准『經濟、社会及文化權利國際公約』」『新華每日電訊』2001年2月28日4面。

平の理念¹⁸¹⁾とも方向性を同じくすることから、その重要性は一層強調されることとなった。こうした理解と認識から、中国は1997年に「社会権規約」に署名し、2001年に同規約を批准した。

また、「社会権規約」は、締約国に対して「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」¹⁸²⁾義務を規定している。すなわち、この規約を署名・批准した後には、締約国の国内法制度との整合が求められることになる。したがって、前述のように生存権が中国における最も基本的な権利として位置づけられる中で、「社会権」という概念は中国の法制度上の諸権利とのさらなる統合を遂げることとなった。

「社会権規約」の内容と中国憲法に規定される権利の内容を比較すれば¹⁸³⁾、規約は中国憲法の権利体系において補完的な役割を果たしている¹⁸⁴⁾と言える。一方、憲法上の明文規定に着目すれば、中国における「社会権」は、次第に労働権、教育を受ける権利、物質的援助を受ける権利、社会保障などの要素を包含する上位概念として構築されるに至ったの

181) 王然「基于馬克思主義理論的社会保障制度与經濟管理實踐」『山西財經大學學報』2024年46卷（特別号）7頁。

182) 『International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights』Article 2 (1)は、「Each State Party to the present Covenant undertakes to take steps, individually and through international assistance and co-operation, especially economic and technical, to the maximum of its available resources, with a view to achieving progressively the full realization of the rights recognized in the present Covenant by all appropriate means, including particularly the adoption of legislative measures.」と規定している。

（本条項の原文について、以下を参照。<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/international-covenant-economic-social-and-cultural-rights>）

（日本語の翻訳について、以下を参照。『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）』第2条第1項。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_003.html）

183) 宛融志「簡述我国憲法的人權保障」『政法學刊』1992年4号51頁。

184) 石道銀「『公民權利和政治權利國際公約』与『中華人民共和國憲法』的比較研究」『杭州商學院學報』2003年3号11頁。

である。これにより、各構成要素の間にはどのような関係があるのかと
いったさまざまな課題も浮かび上がることとなった。

このようにして、「生存ナラティブ」の台頭に伴い、「労働ナラティブ」
において中核的な地位を占めていた労働権は徐々にその位置を後退させ、
それに代わって、より直接的に生存の保障を目的とする権利——とりわけ、
物質的援助を受ける権利および社会保障——が、社会権の中核的な構成要
素として位置づけられるようになった（詳細は後述する）。

（二）物質的援助を受ける権利・社会保障を中核とする社会権

本稿の三章でも述べたように、国家がすべての個人に「労働」を配分す
ることはもはや不可能になり、労働は「最も普遍的な」生存保障手段とし
ての機能を喪失しつつあった。その結果、従来「労働」によって覆い隠さ
れていた「生存の問題」が次第に可視化され、議論の対象として浮上して
きた。このような状況のもとで、従来の労働ナラティブは統治の正当性を
十分に支えることができなくなり、それに代わるものとして、生存を中心
とする新たなナラティブが要請されるようになった。労働ナラティブから
生存ナラティブへの移行、ならびに中国における生存権の法制度化、およ
び政策への内在化の進展は、社会権の中核構造の再構成を不可避なものとし
た。すなわち、従来社会権の構造の中核的な地位を占めていた労働権は
立ち位置を後退させ、「物質的援助を受ける権利」や「社会保障」など、
生存に直接関わる権利が新たにその地位に据えられることとなった。これ
により、社会権の構造的転換は概ね完了することとなった。

この段階まで、社会現実と学術的議論は、すでに「1982年憲法」にお
いて規範上の変化として示されていた「予見」に迫いついたと言える。言
い換えれば、社会権の中核的な構造の転換に対して形式的に先行していた
「1982年憲法」の内容が、2000年代に入り、ようやく実践および理論の双
方において現実的に具体化されたのである。その過程の中で、この構造転
換の定着は、生存権・物質的援助を受ける権利・社会保障という三者の相
互関係に関する理論的な再検討と構築を経て達成されたものであった。

1 構造転換の要素

「1982年憲法」において「物質的援助を受ける権利」の主体が「労働者」から「公民」へと拡大されたことは、中国における社会権の構造転換の重要な節目である。この改正は、とりわけ「物質的援助を受ける権利」が労働権に付属する権利ではなく、独立する権利として、一定の条件下においてすべての公民が享有し得る基本的権利であることを意味している。そして、このような変化は、生存・生存権をすべての人に保障すべき「最も基本的な人権」として捉える立場の定着とも相まって、「物質的援助を受ける権利」が労働不能者やその他の社会的弱者にとっての生存権的保障であるという位置づけを与えることとなった。

加えて、「物質的援助を受ける権利」は社会救済に関する権利であると同時に、2004年憲法修正案によって追加された社会保障制度の構成要素の一つとしても理解される。そのため、中国においては、生存権・物質的援助を受ける権利・社会保障という三者の概念的・制度的な連結性が特に顕著になってきた。これらのものは社会権の構造転換という過程を検討する上での主要要素となりつつある。

2 各要素間の相互関係

(1) このように、生存権理念を中核とする社会権の再構成が進む中で、21世紀初頭にかけて、中国の学界では「生存権」と「物質的援助を受ける権利」および「社会保障」との関係性についての議論が展開された。本稿では代表的な見解を三つ紹介し、各要素間の相互関係を把握する。

始めに、中国と西洋諸国における「生存権」概念の類似性に言及する見解である。「1982年憲法」第45条第1項に規定されている「物質的援助を受ける権利」の内容は、西洋諸国の憲法における「生存権」と実質的に類似している。したがって、諸外国憲法概念との整合性の観点から、同条を中国憲法上の「生存権」とみなすべきであるとの見解が示される¹⁸⁵⁾。

続けて、『世界人権宣言』第25条が「適切な生活水準を享受する権利」

185) 鄭賢君＝李様挙 (2009年)・前掲注136)、77頁。

と「社会保障権」とを並列して規定している点に着目し、「生存権」と「社会保障権」との間には内容上の類似性が存在することを指摘する見解がある。この立場に立つ一部の学者は、「社会保障権」こそが中国における「生存権」の具体的呼称であると主張している¹⁸⁶⁾。しかしながら、この見解は、中国憲法に明示されている「物質的援助を受ける権利」の条文について一切言及しておらず、また、中国の法制度において「物質的援助を受ける権利」と「社会保障制度」が併存しているという現実を踏まえると、「生存権」と「社会保障権」とを単純に等置するという立論は、法概念としての厳密性および制度体系としての整合性を著しく欠くものといえる。

最後に、中国憲法における「物質的援助を受ける権利」は、中国の文脈での「生存権」と諸外国憲法に規定されている「生存権」との間の大きな相違を指摘し、その区別の必要性を主張する見解がある。この見解の根拠としては、以下の三点が挙げられる。第一に、中国の文脈における「生存権」は、基本的人権という位置づけ、および政治的スローガンとしての機能が無視できないという点である。したがって、「生存権」を、憲法上の権利たる「物質的援助を受ける権利」と区別し、法学と政治学を切り分けるために、別々に論じることが妥当である。第二に、「物質的援助を受ける権利」は、「1982年憲法」において明示的に規定された具体的権利であり、社会主義憲法の理念を体現するもので、中国における社会主義憲法の重要な制度的特徴の一つである。したがって、自国の憲法テキストに対する尊重の観点からも、生存権とは峻別して論じる必要がある。第三に、内容面においても、「物質的援助を受ける権利」と「生存権」には明確な相違がある。「物質的援助を受ける権利」は、その主体を「公民」とし、かつ「老齢・疾病または労働能力の喪失」という限定された条件の下でのみ認められる権利である。すなわち、生存に支障がある社会弱者という、全体の社会構成員の一部分に該当する場合に限り¹⁸⁷⁾、当該権利の享有と主張が可能となる。社会弱者たちにとっては、「物質的援助の要請——国家

186) 鄭賢君＝李様挙（2009年）・前掲注136）、78頁。

187) 鄭賢君＝李様挙（2009年）・前掲注136）、78頁。

の助け——生存維持」という定式を通じて生存が保障されることになる。他方、数多くの社会構成員は「労働——財産（の獲得）——生存維持」という定式によって生存が維持できる¹⁸⁸⁾。こういう側面から見ると、両者を同一視することは少なからず困難である。さらに、「物質的援助」と「生存」の語義上の差異も看過できない。「物質的援助」は、市民の物質的生活ニーズに限定された保障を意味するのに対し、「生存」はより広範かつ抽象的な概念であり、物質的側面にとどまらない（精神的および文化的次元を含む）というのが当然の理解であろう¹⁸⁹⁾。

これらの三つの見解のうち、三番目の見解が最も妥当であると考えられる。これは、後続の学術研究において形成される共通認識からも裏付けられる。実際のところ、後の研究は、中国において「生存権」が対外的・対内的な政治的機能を有し、かつ人権理論において重要な地位を占めていることを明らかにしている。これらの機能や地位は、「物質的援助を受ける権利」によってすべて包含・代替できるものではない。したがって、学理的構造においては、「生存権」はむしろ、「物質的援助を受ける権利」および社会保障の、生存の保障における根拠性と重要性を論証するための基盤としての役割を果たしていると理解することができる。

(2) 要するに、「物質的援助を受ける権利」は、生存・生存権に基づいて公民が享受すべき重要な基本権の一つとして位置づけることができる¹⁹⁰⁾。その核心的な意味は、個人が自立的な生活能力を喪失し、「社会的強者」から「社会的弱者」へと転化した際に、その生存・生存権の要求が自然に「物質的援助を受ける権利」として延伸される点にある¹⁹¹⁾。この意味において、「物質的援助を受ける権利」は、憲法に明文で規定された具体的規範として、生存そのものと生存権の両方を法的次元で確認・保障

188) 韓徳培＝李竜（1995年）・前掲注120）、388頁。

189) 鄭賢君＝李様挙（2009年）・前掲注136）、78頁。

190) 冀睿「憲法物質的援助権の法理分析」『河北理工大学学報（社会科学版）』2010年10巻6号28頁。

191) 同上。

する制度的手段であると理解できる¹⁹²⁾。

さらに、憲法における「物質的援助を受ける権利」の明記は、生存・生存権保障の制度化された表現であり、同憲法に見られる「社会保障制度の発展」に関する規定は、生存・生存権保障の理念に基づく政策的・指導的な条項¹⁹³⁾として機能している。

これは、国家が憲法・法律・政策の各レベルにおいて、生存・生存権というナラティブを体系的に貫徹していることを示すものである。換言すれば、生存・生存権は、社会保障の法体系の全体を貫く基本的な理念および価値的な基盤を構成した。例えば、生存権が内包する「基本的生存需要の保障」という内容は、社会救助制度、なかでも「最低生活保障」を通じて制度的に具体化されている。1993年、上海市が最初に「都市住民最低生活保障線」を施行し¹⁹⁴⁾、1999年にはこれが全国的に導入された。最低生活保障は「社会救助」の枠組みのもとに位置づけられ、社会保障の重要な構成部分として捉えられている。これは生存・生存権の直接的な体现である¹⁹⁵⁾と評価できる。

総じて言えば、「物質的援助を受ける権利」の核心は、公民の生存・生存権を保障する点にあり¹⁹⁶⁾、社会保障制度もまた、生存・生存権の実現を制度上の核心に据えて構築されている¹⁹⁷⁾。逆に言えば、生存・生存権を現実的に実現するためには、「物質的援助を受ける権利」の制度化およびそれを支える社会保障体制の整備が不可欠な前提条件となる¹⁹⁸⁾。したがって、生存・生存権は憲法および法律のレベルにおいて、「物質的援助を受ける権利」と「社会保障制度」という二つの形式によって具体化され、制度的に実現されていると位置づけることができる。そこで、「物質的援

192) 同上。

193) 韓君玲「我国最低生活保障法律問題探討」『法学雑誌』2006年2号99頁。

194) 「中国社会保障70年大事記」『中国社会保障』2019年増刊1号76頁。

195) 韓君玲（2006年）・前掲注193）、99頁。

196) 李賓華「中国公民的物質的援助權及其保障機制探究」『行政与法』2011年5号50頁。

197) 李賓華（2011年）・前掲注196）、49頁。

198) 冀睿（2010年）・前掲注190）、30頁。

助を受ける権利」と「社会保障制度」を中核とした社会権の構造転換が完成したと言える。

(三) 小 括

総じていえば、「生存」というナラティブの推進により、「生存権」は中国法体系において内在化を遂げ、社会権の中核構造の転換をも促進した。その構造転換の背景を理解するためには、まず「社会権」概念と中国憲法との接合を明らかにする必要がある。というのも、これは社会権構造の転換過程を検討する前提となるからである。

「社会権」概念は、中国が「社会権規約」を署名・批准・履行することを通じて中国の法的・政策的な文脈に取り込まれた。その規約は締約国に対し、立法措置その他の措置を講じて社会権の実現を漸進的に達成する義務を課している。こうした規範上の要請が履行され、また学術議論において整理される過程で、「社会権」概念は次第に中国憲法における労働権、教育を受ける権利、物質的援助を受ける権利、社会保障などと接合することとなる。

そこで、社会権の枠組みにおいて、権利構造の転換がより明確に認識されるようになった。「社会権」概念の範囲において、労働権がもはや最も普遍的な生存保障機能を担い得なくなった後、生存との関連性が最も密接な物質的援助を受ける権利と社会保障が人々の視野に入るようになった。中国の文脈における生存権は、より抽象的な概念として、生存の保障を論証する基盤的な役割を果たしている。他方、物質的援助を受ける権利と社会保障制度は、生存および生存権を憲法および法律のレベルで具体化したものとして捉えられるのである。

このように、社会権の構造は「労働権」を中核としたものから、「物質的援助を受ける権利」と「社会保障」を中核とする新たな構造へと移行し、完成したと言える。そのうち、「物質的援助を受ける権利」は、最も普遍的かつ基本的な生存保障の機能を担い、他方で「社会保障」はこの保障の範囲を一層拡張する役割を果たすのである。「社会保障」を物質的側面における援助に限定しないこと、すなわち、「物質的援助を受ける権利」よ

りも広範な保障を実現することにより、憲法上において生存・生存権のより広範かつ深層的な保障を実現するに至った。

六 むすびにかえて

中国憲法とその中における社会権規範の変遷から見ると、社会主義憲法の性格、労働者階級の重要性、そして社会権規範の発展の方向性という三点が特徴として挙げられる。さらに、各社会権条文の変遷に着目すると、「1982年憲法」は、以前の憲法に比して、社会権の中核が移行する兆しを示している。具体的には、労働権から物質的援助を受ける権利・社会保障への移行である。このような構造転換は、中国におけるナラティブが「労働」から「生存」へと移行したことに起因すると思われる。とりわけ、「1982年憲法」においては、この転換がすでに社会権条文の修正というかたちで表れているが、社会現実や学術議論において、その転換が本格的に現実化するのには、概ね2000年代以降のことである。

法整備と構造転換の現実化との間に、このような時間のずれが生じたのは、「1982年憲法」において社会権条文の修正がなされたとはいえ、それはあくまで規範的な予見と制度改革への布石にとどまり、長らく「労働」および「労働権」を中心に構築されてきた社会構造および社会権体系には相当の制度的慣性が存在していたためである。その結果、現実および学術研究において、この転換の本格的な顕在化は約20年遅れることとなった。

新中国成立以降1980年代初頭にかけて、中国は「労働」ナラティブが徐々に形成・持続してきた。その「労働」ナラティブの主導の下で、都市と農村を分断する二元的な就業制度が確立し、国家が労働を一元的に配分することにより、社会構成員の生存を保障しつつ、政治統治の正当性を維持するという仕組みが形成され、持続してきた。この体制は、すべての人々が国家の提供する労働を通じて生存を実現できるという理想に基づいていたが、現実には成立・持続し難く、改革開放の開始と進展とともに、その限界が次第に露呈することとなった。すなわち、1980年代から、中国は計画経済と市場経済が併存する社会転換期に突入し、失業の問題に代

表される社会矛盾が顕在化する中で、長年にわたる「労働」ナラティブの陰に隠されていた「生存の問題」が表面化し始めた。こうした背景の下で、「労働」ナラティブの中心的地位は動揺し始め、「生存」を中心とする新たなナラティブへと徐々に置き換えられていった。

まさに、このような「生存」ナラティブへと移行する傾向の下で、中国の国内の社会矛盾を背景にして、中国政府は国際人権批判への応答を契機として、1991年に初めて公式文書（『中国的人権状況』）において「生存権」という概念を提起し、それを中国独自の人権理論の重要な構成要素として位置づけた。当初、「生存権」は対外的な政治的スローガンとして登場し、その集団的人権としての側面が強調された。しかし、議論の深化に伴い、次第に個人的人権としての側面が注目され、国内の政策および法律の文脈において内在化を遂げることとなった。政策面においては、「民生」や「人間本位（以人為本）」といった表現を通じてローカライズされた言説として再構成されている。また、法制度面においては、中国憲法に規定された諸基本権との内在的な連関が形成されていった。まさに、この二つの側面の存在こそが、中国の文脈における「生存権」と、ほかの国（とりわけ日本）における生存権とを区別することが見られる。

こうした内在化の過程において、物質的援助を受ける権利および社会保障は、公民の最も基本的かつ普遍的な生存ニーズを最もよく体現するものとして、社会権の構造における中核となるに至った。すなわち、中国憲法における社会権の中核が「労働権」から「生存に関する権利」へと実質的に移行したのである。

もっとも、このような構造的な転換がなされたとはいえ、依然として検討を要する論点は少なくない。たとえば、「1982年憲法」第45条は「中華人民共和国の公民は、老齢、疾病または労働能力喪失の場合には、国家と社会から物質的援助を受ける権利を有する。」と規定しており、憲法レベルで「国家と社会」を義務主体として位置づけている。しかしながら、ここでの「社会」とは、いかなる主体を指し、具体的にいかなる権利義務関係が成立するのか。その義務履行に制度的根拠やメカニズムは存在するのか。また、社会権の中核的構造の転換が、すでに司法的に可訴性を有

し、制度的実効性を伴うものとして機能しているのか。これらの問いは、今後の研究課題として重要な検討対象となるであろう。

馬 東毓（マ ドンユ）

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 北京大学法学院修士課程

専攻領域 憲法